

令和5年2月28日判決言渡

令和3年(ネ)第10023号 特許権侵害損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成30年(ワ)第36690号事件)

口頭弁論終結日 令和4年12月19日

5

判 決

控訴人・被控訴人(以下「一審原告」という。)

株式会社DAPリアライズ

10

被控訴人・控訴人(以下「一審被告」という。)

シャープ株式会社

同訴訟代理人弁護士 生 田 哲 郎

15

同 佐 野 辰 巳

主 文

- 1 一審原告の控訴及び一審被告の控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は各自の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 控訴の趣旨

1 一審原告

- (1) 原判決中一審原告敗訴部分を取り消す。
- (2) 主位的請求

25

一審被告は、一審原告に対し、1億円及びこれに対する平成30年12月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 予備的請求

一審被告は、一審原告に対し、原審認容額に加えて、9019万8230円並びにうち2019万8230円に対する令和元年5月14日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち7000万円に対する令和2年7月9日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

5 2 一審被告

- (1) 原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 前記取消しに係る部分について、一審原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要等

10 1 事案の概要（以下において略称を用いるときは、別途定めるほか、原判決に同じ。）

15 本件は、発明の名称を「携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム」とする登録番号第4555901号の特許（本件特許）に係る本件特許権の特許権者である一審原告が、被告各製品が本件発明の技術的範囲に属するものであり、一審被告による被告各製品の製造、販売が本件特許権の実施に当たると主張して、主位的に不法行為による損害賠償請求権に基づき、9億8017万7040円のうち1億円（特許法102条3項により算定される損害の一部請求）及びこれに対する不法行為後の日である平成30年12月4日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、予備的に
20 不当利得返還請求権に基づき、9億8017万7040円のうち1億円並びにうち3000万円に対する返還請求の日翌日である令和元年5月14日（同月13日付け訴えの変更申立書の直送の日翌日）から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金及びうち7000万円に対する返還請求の日（令和2年7月8日付け訴えの変更申立書の送達の日）の翌日である同月9日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害
25 金の支払を求める事案である。

原判決は、主位的請求については消滅時効が成立するとして棄却し、予備的請求につき980万1770円及びこれに対する遅延損害金の限度で認容し、その余を棄却したところ、一審原告及び一審被告がそれぞれ敗訴部分を不服として控訴を提起した。

5 2 「前提事実」、「争点」及び「争点に関する当事者の主張」は、原判決12頁1行目末尾に改行して次のように加え、後記3のとおり当審における当事者の補充主張、後記4のとおり当審における当事者の追加主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2及び3並びに第3に記載するのとおりであるから、これを引用する。

10 「(9) 一審被告による無効審判の請求と、一審原告による訂正請求

ア 一審被告は、令和2年3月31日、本件特許に対して無効審判を請求したところ、特許庁は、上記請求を無効2020-80032として審理した。

15 イ 一審原告は、令和3年3月22日、同審理手続において、請求項1について訂正する旨の訂正請求（以下これによる訂正を「本件訂正2」といい、本件訂正2後の発明を「本件訂正発明」という。）をした。

ウ 特許庁は、令和3年10月12日、前記訂正請求を認めた上で、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をした。

20 これに対し、一審被告は、審決取消訴訟を提起したところ（知的財産高等裁判所令和3年（行ケ）第10139号）、同裁判所は、令和4年12月19日、請求棄却の判決をした。

エ 本件訂正発明に係る特許請求の範囲の記載は、次のとおりである（下線部が本件訂正2により訂正された部分）。

25 【請求項1】

ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを

後記中央演算回路へ送信する入力手段と；

無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；

5 後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；

前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、
10 自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィック
15 コントローラと、から構成されるデータ処理手段と；

画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動
20 するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；

外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示
25 信号を送信するインターフェース手段と；

を備え、

前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解

像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能（以下、

10 「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、
携帯情報通信装置において、

前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、

20 を実現し、
前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

ことにより、

前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした、

ことを特徴とする携帯情報通信装置。

- 5 オ 本件訂正発明を構成要件に分説すると、構成要件G及びHに相当する部分を以下の構成要件G'及びH'の記載とするほかは、本件発明と同じである。以下、構成要件G'に係る訂正を「訂正事項1」といい、構成要件H'に係る訂正を「訂正事項2」という。

10 G' 前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、
15 「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、
20 携帯情報通信装置において、

H' 前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度
25 を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該

デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、
前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より
大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、
「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」
5 を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信
する機能と、を実現し、」

3 当審における一審原告の補充主張

(1) 争点5（不法行為に基づく損害賠償請求権に係る消滅時効の抗弁の成否）
について

10 本件訂正に係る訂正登録日である平成30年8月13日までは、本件特
許には無効理由があり、一審原告は権利を行使することができなかった。

原判決は、訴えを提起した上で、無効理由については訂正の再抗弁を主
張すればよい旨判示するが、権利者にとって、権利範囲を狭くしすぎず、
かつ、被告各製品が権利範囲に属するようにする訂正は簡単ではない。

15 (2) 争点3（特許権侵害の不法行為による損害の発生の有無及びその額）及び、
争点4（本件発明の実施についての不当利得返還義務の有無及び返還すべ
き利得の額）について

ア 業界における実施料等の相場について

20 原判決は、一審被告と、被告製品の製造、販売に関連する10社との
間のライセンス契約について、標準必須特許のライセンスを含めず、パ
テントファミリー単位で1件当たりのライセンス料率を算定するという
一審被告従業員の陳述書（乙7。以下「乙7陳述書」という。）を基礎
として、特許発明の実施に対し受けるべき料率を算定した。

25 しかし、クロスライセンスにおいては、互いに「代表特許」を出し合
って交渉を行うのであるから、ライセンス料は、主として「代表特許」
の価値によって決まるので、乙7陳述書の計算における標準必須特許を

除く「すべての特許の件数で除した1件当たりのライセンス料率」は不当にディスカウントされたものである。

5 また、乙7陳述書には、実施料率の算定に関連して、ランニング方式であるC社とのライセンス契約について記載されているところ、一時金方式に比べ料率が高くなるランニング方式によっているC社との契約内容
5 5 内容は、あるべき実施料率の算定において重要である。

加えて、乙7陳述書において一審被告がクロスライセンス契約を締結した外国企業が保有する「特許」の数は、これらの企業がライセンス契約時に保有していた日本特許の数より多く（甲95ないし99）、多数
10 10 の外国特許も含まれていると推認されることから、国内特許1件当たりの料率を算定する資料としては問題が大きい。

このようなことから、一審原告は、これらのライセンス契約の内容を明らかにするために、同契約書につき文書提出命令の申立てを行ったの
15 15 に対し、一審被告は、これらのライセンス契約の実施料率は本件における要証事実ではないとして提出を拒んでいるのであるから、結局、乙7陳述書には証拠価値がないというべきである。

イ 他のものである代替可能性について

被告各製品が発売された時期には、一審被告にとって、本件発明によらずに本件発明の効果を奏することは、経済的に現実的ではなかった。

20 4 当審における追加主張

(1) 明確性要件違反について

ア 一審被告の追加主張

「単一のVRAM」について、本件明細書に何の説明もないため、単一の数え方が、「機能面からみて単一のVRAM」であるとする解釈と、
25 25 「物理的に単一のVRAM」であるとする解釈が考えられ、どちらによるべきか不明である。

そうすると、本件発明の特許請求の範囲の記載は、明確性要件に反する。

イ 一審原告の反論

本件発明の特許請求の範囲にいう「単一のVRAM」については、
「ハードウェアとしてのVRAM（ディスプレイに表示する画像データを
5 一時的に蓄積するメモリ）が1つであることを意味するものと認めるのが
相当であり、明確性要件に反するところはない。

(2) サポート要件違反について

ア 一審被告の追加主張

「単一のVRAM」との記載について、本件明細書には何の説明もなく、
10 このような構成を採ることによる作用効果の記載もないから、サポート要
件に反する。

イ 一審原告の反論

争う。

(3) 訂正の再抗弁について

15 ア 一審原告の追加主張

(ア) 適法な訂正がされたこと

a 訂正の請求

一審原告は、引用に係る原判決第2の2(9)イ（補正後のもの）の
とおりに、訂正請求をした。

20 b 訂正事項1及び2は、以下のとおり、願書に添付した明細書、特
許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正である。

(a) 訂正事項1

本件明細書の【0118】には、無線通信手段（テレビ受信用
アンテナ112A、テレビチューナ112B及びAD/DA変換
部1__112C）が「本来解像度がディスプレイパネルの画面解
25 像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジ

タル信号に変換の上、中央演算回路 に送信し、中央演算回路 が
該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像デー
タを処理することが記載されている。

5 また、【0117】、【0118】及び【0127】には、グ
ラフィックコントローラが、中央演算回路の処理結果に基づき、
単一のVRAM に対してビットマップデータの書き込み／読み出
しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタ
ル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号をディスプレイ制御
手段又はインターフェース手段に送信することが記載されている。

10 さらに、【0118】と【0129】には、ディスプレイ手段
又は外部ディスプレイ手段に画像を表示することが記載されてい
る。

15 以上のとおり、本件明細書には、本件発明に係る携帯情報通信
装置が「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有することが記
載されている。

(b) 訂正事項2

20 本件訂正2による訂正後の構成要件H' は、グラフィックコント
ローラが、本件発明の携帯情報通信装置が高解像度画像受信・処
理・表示機能を実現する場合に、前記単一のVRAMから「前記
ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビ
ットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデ
ータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信
号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能（以下「機能①」
という。）と、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネ
ルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデ
ータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達す

るデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能（以下「機能②」という。）を有するというものである。

5 本件明細書の【0118】、【0124】、【0126】ないし【0129】には、「高解像度画像受信・処理・表示機能」が説明されている。そして、当該箇所には、本件発明の携帯情報通信装置が高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、グラフィックコントローラ1__10Bが実現する機能が記載されている。

10 したがって、本件明細書には、「グラフィックコントローラが、本件発明の携帯情報通信装置が高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、本件機能①及び本件機能②を実現する構成」、すなわち、訂正後の構成要件H'が記載されている。

c 訂正の目的

15 本件訂正2は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

d 実質上、特許請求の範囲を拡張し、又は変更する訂正ではないこと
本件訂正2は、実質上、特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものには該当しない

(イ) 訂正により無効理由が解消すること

20 仮に、本件発明に、乙4公報を主引用例とする進歩性欠如又は甲11公報を主引用例とする進歩性欠如の無効理由があるとしても、本件訂正2によって解消する。

(ウ) 被告各製品が本件訂正発明の技術的範囲に属すること

25 本件訂正2によって加えられた構成要件についても、以下のとおり、被告各製品は、その技術的範囲に属する。

a 被告各製品はスマートフォンであり、インターネットに接続して

ウェブサーバーにアクセスし、ウェブサーバーから本来解像度が内蔵ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データを読み出し、これを処理して、内蔵ディスプレイパネル又は外部表示装置に表示することができるのであるから、構成要件G'を充足する。

- 5 b 本件訂正発明において、「本来解像度が付属ディスプレイの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号」には、テレビ放送信号だけではなく、インターネットプロトコルに準拠した電波信号も含まれるから、「高解像度画像受信・処理・表示機能を受信する場合」が「テレビ放送を受信した場合」に限定される理由はない。よって、被告各製品は構成要件H'を充足する。
- 10

イ 一審被告の反論

(ア) 訂正要件違反

a 無線通信手段について

15 本件訂正2に係る構成要件G'及びDには、「前記無線通信手段」と「前記」と明記されているところ、これは、構成要件Bの無線通信手段と解される。そして、構成要件Bの記載によれば、「無線通信手段」は、無線信号を受信する機能と無線信号を送信する機能があることは文理上明らかである。

20 一審原告が本件訂正2の根拠と主張している本件明細書の【0118】、【0124】、【0126】ないし【0129】（当初から変更はない。）には、「高解像度画像受信・処理・表示機能」の「高解像度画像受信」の手段として、「テレビ受信用アンテナ112A」と「テレビチューナ112B」を有する画像受信手段しか記載されていない。そして、「テレビ受信用アンテナ112A」と

25 「テレビチューナ112B」は、【0117】に記載の通信用アンテナ111A、RF送受信部111Bとは異なり、無線信号を送信

する機能を有さない。

したがって、本件明細書には、無線受信機能と無線送信機能を有する無線通信手段（構成要件B）を、「テレビ受信用アンテナ112A」と「テレビチューナ112B」を有する「高解像度画像受信」の手段とする「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有する発明は記載されていない。

b 本来解像度について

構成要件G'には、「前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能」との記載があるが、「前記ディスプレイ手段」すなわち内蔵ディスプレイを選択した場合、構成要件G'は、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データを・・・前記ディスプレイ手段に画像を表示させる機能」ということになる。

しかしながら、本件明細書の【0118】には、デジタル動画信号を一部間引くこと等が記載されており、内蔵ディスプレイに「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を表示させることが記載されていない。

また、構成要件H'に関する訂正事項2についても、本件明細書に記載のない構成要件G'の上記機能を前提とした「前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」なる構成を有するものであるから、新規事項の追加に当たる。

(イ) 本件訂正2によっては無効理由が解消しないこと

a 乙4公報を主引用例とする進歩性欠如について

(a) 乙4発明と本件訂正発明の相違点

乙4発明と本件訂正発明は、以下の点で相違する。

<相違点 a >

本件訂正発明は、「無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段」を備えているのに対し、乙4発明では、「無線通信手段」について特定されていない点。

<相違点 b>

本件訂正発明の「中央演算回路」は、「無線通信手段から受信した」デジタル信号を処理しているのに対し、乙4発明の「CPU10」は、「表示データ」をどこから受信したかについて特定されていない点。

<相違点 c>

本件訂正発明は、「携帯情報通信装置」についての発明であるが、乙4発明は、「携帯機器」であって、「情報通信」を行う点について特定されていない点。

<相違点 d>

本件訂正発明は、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有し、グラフィックコントローラは、「携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをディスプレイ制御手段に送信する機能と、ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをインターフェース手段に送信する機能を実現するのに対して、乙4発明は、無線通信手段が明文で特定されておらず、また、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を

受信するものとは明文中で特定されていないため、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能の有無が特定されておらず、グラフィックコントローラも、本件訂正発明の上記送信機能と同様の機能は実現可能であるものの、この送信機能で送信されるデジタル表示信号は、「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」生成、送信されるものであると明文中記載されていない点。

<相違点 e >

本件訂正発明の「インターフェース手段」は、「前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する」のに対し、乙4発明では、表示信号の「伝送方式」について特定されていない点。

(b) 相違点の容易想到性

相違点 a は、実質的な相違点ではない。

その他の相違点も、当業者が容易に想到できたものである。

相違点 d についてみると、乙4公報の【0005】ないし【0007】には、「内蔵した表示デバイスの解像度よりも高解像度の外部表示機器を利用することで生じる、より広い画面表示サイズを有効に利用することができなかった」ことを解決して「外部表示機器における表示を有効に活用する」ことが課題である旨が記載されているところ、内蔵した表示デバイスの解像度よりも高解像度の画像データを外部表示機器に表示させることが、「より広い画面表示サイズを有効に利用する」ことの典型的な事例であることは当業者が容易に想到できたことである。また、内蔵した

表示デバイスの解像度よりも高解像度の画像データを外部表示装置に表示させるという課題及び解決手段は、本件特許の優先日当時、特開 2001-197167 号公報（乙 19。以下「乙 19 文献」という。）、特開 2003-108472 号公報（乙 20。以下「乙 20 文献」という。）、特開 2002-116843 号公報（乙 21。以下「乙 21 文献」という。）及び特開 2001-352373 号公報（乙 22。以下「乙 22 文献」という。）により周知技術であったから、相違点 d は、当該周知技術に基づいて当業者が容易に想到できたものである。

10 b 甲 1 1 公報を主引用例とする進歩性欠如について

(a) 甲 1 1 発明と本件訂正発明の相違点

甲 1 1 発明と本件訂正発明は、以下の点で相違する。

<相違点 f >

15 本件訂正発明の「中央演算回路」は、「前記無線通信手段から受信したデジタル信号」に対して、「前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき」、「リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出す」という手順を踏んで処理するのに対し、
20 甲 1 1 発明の「制御部 10」は、受信した信号に対する具体的な処理手段について記載されていない点。

<相違点 g >

25 本件訂正発明の「ディスプレイ手段」は、「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき」動作するのに対し、甲 1 1 発明の「表示部 12」は、「デジタル表示信号」が「グラフィックコントローラから受信した」ものである点が特

定されていない点。

<相違点 h>

5 本件訂正発明の「インターフェース手段」は、「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき」動作するのに対し、甲 1 1 発明の「画像出力部 1 7」は、「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき」動作することについて特定されていない点。

<相違点 i>

10 本件訂正発明は、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有し、グラフィックコントローラは、「携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをディスプレイ制御手段に送信する機能と、ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをインターフェース手段に送信する機能を実現するのに対し、
15 甲 1 1 発明は、送受信部 1 1 が「本来解像度がディスプレイパネル（表示部 1 2）の画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するものと特定されておらず、また、グラフィックコントローラや単一のVRAMを備えることが明文記載されておらず、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能の有無が特定されていない点。

<相違点 j>

25 本件訂正発明の「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」は、「デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLD

I) 及びG V I Fのうちのいずれかの伝送方式」で伝送されるのに対し、甲11発明では、「伝送方式」について特定されていない点。

(b) 相違点の容易想到性

5 これらの相違点は、当業者が容易に想到できたものである。

相違点iについてみると、甲11公報には、「本体の携帯性を考慮して表示部の設置面積を大きくとれないため、表示内容の視認性や臨場感が乏しい上、ユーザの視力低下を招くおそれがあった。また、携帯電話機での閲覧が意図されていないWeb
10 コンテンツについては、正常に表示することすらできなかった。」

【0005】という課題を解決するために、「入力された情報を外部表示装置で読取可能な画像信号形式に変換して出力する画像出力部を有して成り、前記外部表示装置への情報出力を行う構成としている」【0008】という手段を採ることが記載
15 されている。そのため、甲11発明を、「携帯電話機の内蔵ディスプレイ装置の画面解像度より大きい画像データを含むコンテンツ」を外部表示装置に情報出力する場合に適用することは当業者が容易に想到できたことである。また、前記aのとおり、本件優先日当時、内蔵した表示デバイスの解像度よりも高解像
20 度の画像データを外部表示機器に表示させるという課題及び手段は周知であった。

さらに、特開平9-90919号公報(乙17。以下「乙17文献」といい、そこに記載された発明を「乙17発明」という。)の【0006】には、グラフィックコントローラが「ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を処理す
25 ること等が示唆されているから、相違点iは、乙5発明に乙1

7 発明を組み合わせることによっても容易に想到できた。

(ウ) 被告各製品が本件訂正発明の技術的範囲に属さないこと

a 構成要件G' について

5 本件訂正事項に係る構成要件G' 及びH' における「高解像度
画像受信・処理・表示機能」という機能は、一審原告の訂正請求
書（甲73）の主張によると、本件明細書の【0118】、【0
124】、【0126】ないし【0129】に記載されている
「テレビ放送を視聴している場合」に実現される機能である。

10 テレビ放送を視聴する場合には、明細書の【0118】の記載
にあるように、テレビ受信用アンテナとテレビチューナが当然必
要であり、また、ブラウジング機能を果たすためには無線通信用
メインアンテナ及び無線送信用ICが別途必要である。

15 被告各製品は、携帯電話の無線通信用の受送信用のアンテナの
他に、テレビ放送視聴用のワンセグ放送受信用アンテナと対応す
るチューナーを有しているが、通常規格やハイビジョン規格のテ
レビ放送を受信する機能は有していない。ワンセグ放送の映像フ
ォーマットは、いずれも被告各製品の内蔵ディスプレイより画面
解像度が小さく、被告各製品のワンセグ放送受信機能は、構成要
件G' に訂正で付加された「高解像度画像受信・処理・表示機能」
20 の「高解像度画像受信」機能に該当しない。よって、被告各製品
は、訂正後の発明の構成要件G' を充足しない。

b 構成要件H' について

被告各製品は、「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有し
ないから、構成要件H' も充足しない。

25 第3 当裁判所の判断

1 本件明細書の記載事項等について

原判決 5 6 頁 2 3 行目の「次のような」を「次のとおり及び別紙 1 1 本件明細書（抜粋）のとおり」と改め、原判決 1 4 2 頁末尾に頁を改めて、本判決別紙のとおり加えるほか、原判決の第 4 の 1 に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 5 2 争点 1（被告各製品が本件発明の技術的範囲に属するか（構成要件 D 及び H の充足性））について

以下のとおり補正するほか、原判決の第 4 の 2 の説示のとおりであるから、これを引用する。

- 10 (1) 原判決 8 8 頁 2 2 行目冒頭から 9 0 頁 2 6 行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 特許請求の範囲の記載

本件発明の請求項 1 には、「前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を処理して画像を表示する場合に、
15 前記単一の V R A M から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一の V R A M から「前記ディスプレイパネルの画面
20 解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、」との記載があり、「該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能」及び「デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能」を実現
25 する際の、信号の生成において、両機能ともに「前記単一の V R A

M」からビットマップデータを読み出すものと認められる。

そうすると、本件発明における「単一のVRAM」とは、携帯情報通信装置において、付属ディスプレイに係る「ディスプレイ制御手段」（構成要件E）のためと、外部ディスプレイに係る「インターフェース手段」（構成要件F）のための両機能それぞれに専用のVRAMがあるのではなく、1つのVRAMが存在することと、これにより両機能において共に前記1つのVRAMからのビットマップデータの読出しを行うことを意味すると解釈できる。

イ 明細書の記載

本件明細書においては、第1の実施形態を示す図1、第2の実施形態を示す図6、第3の実施形態を示す図8には、それぞれVRAMとしてVRAM1（10C）のみが記載され、第1の実施形態に関する【0117】には「LCDパネル15Aの画面解像度と同じ解像度を有する画像を記述するビットマップデータをVRAM1__10Cから切り出してLCDドライバ15Bに送信する」ことが、【0123】には「中央演算回路1__10A1は、上記の描画命令とともに、VRAM1__10Cから切り出したビットマップデータを、LCDドライバ15Bに送信する代わりに、TMDSTRANSミッタ13Aに送信するように命令する送信命令を生成し、該送信命令をグラフィックコントローラ1__10Bに送信する。」ことが、第3の実施形態に関する【0153】には、「グラフィックコントローラ1__10Bは、中央演算回路1__10A1から受信した描画命令に基づき、仮想画面におけるビットマップデータを生成しVRAM1__10Cに書き込むとともに、LCDパネル15Aの画面解像度又は外部入出力ユニット4における外部LCDタッチパネル456の画面解像度に対応する部分をVRAM1__10Cから切り出

し、それぞれLCDドライバ15B又はTMDSTRANSミッタ13Aに送信する。」ことが記載され、「単一のVRAM」に関する前記アの解釈を裏付けている。」

(2) 原判決92頁1行目冒頭から3行目末尾までを次のとおり改める。

5 「しかし、一審被告の指摘する本件明細書の記載は、「単一のVRAM」を「一つの仮想画面のビットマップデータを書き込むメモリ領域が単一である」と限定して解釈すべきことを裏付けるものではない。」

(3) 原判決92頁11行目冒頭から14行目末尾までを次のとおり改める。

10 「以上のとおりであって、本件発明における「単一のVRAM」とは、携帯情報通信装置において、付属ディスプレイに係る「ディスプレイ制御手段」のためと、外部ディスプレイに係る「インターフェース手段」のための両機能それぞれに専用のVRAMがあるのではなく、1つのVRAMが存在することと、これにより両機能において共に前記1つのVRAMからのビットマップデータの読出しを行うことを意味するものというべきである。」

3 争点2-1（甲11公報を主引用例とする進歩性欠如）、争点2-2（乙4公報を主引用例とする進歩性欠如）及び訂正の再抗弁について
事案に鑑み、これらを一括した上、訂正の再抗弁から判断する。

(1) 訂正の適法性について

20 ア 本件訂正2は、本件無効審判手続の中でされ、特許請求の範囲の減縮を目的とするものと認められる。

イ 新規事項の追加の有無について検討する。

25 (ア) 本件明細書の【0118】には、「無線通信手段」である「テレビ受信アンテナ112A」が「LCDパネル15Aの水平・垂直画素数より大きい」本来画像を伝達するテレビ放送用信号を受信し、同信号がテレビチューナ112B及びAD/DA変換部1_112Cでデジ

タル動画信号及びデジタル音声信号に変換され、バス19を經由して中央演算回路1__10A1に送信され、同中央演算回路ではLCDパネル15Aに表示される画面イメージのビットマップデータを作成する描画命令を生成することが開示されているから、訂正事項1に係る「前記無線通信手段」が「「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し」、「前記中央演算回路」が「該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し」とすることは、本件明細書の記載の範囲内のものであるといえる。

(イ)a 一審被告は、前記第2の3(3)イ(ア)aのとおり、本件明細書には、無線受信機能と無線送信機能を有する無線通信手段（構成要件B）を、「テレビ受信用アンテナ112A」と「テレビチューナ112B」を有する「高解像度画像受信」の手段とする「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有する発明は記載されていない旨主張する。

しかし、本件明細書の【0116】からは「通信用アンテナ111A」が、無線信号の受信及び送信を行うものであること、【0118】からは「テレビ受信用アンテナ112A」が、無線信号の受信を行うものであることが理解できるところ、本件訂正発明には、無線信号の種類を限定する記載がないこと、図1には、「テレビ受信用アンテナ112A」、「テレビチューナ112B」及び「AD/DA変換部1__112C」と「通信用アンテナ111A」、「RF送受信部111B」及び「ベースバンドプロセッサ11」とを備えた実施例の記載があることからすれば、「通信用アンテナ111A」、「RF送受信部111B」、「ベースバンドプロセッサ11」、「テレビ受信用アンテナ112A」、「テレビチューナ112B」及び「AD/DA

変換部 1 __ 1 1 2 C」は、いずれも無線通信を行うための機能手段であり、合わせて構成要件 B にいう「無線通信手段」を構成するものというべきである。また、本件明細書の【0056】の記載からは、「無線通信手段」が、インターネットプロトコルに準拠した無線信号による無線通信とテレビ放送信号による無線通信との両方を行うことも当然に想定されているというべきである。

b 次に、一審被告は、前記第 2 の 3 (3)イ(ア)b のとおり、本件明細書の【0118】では、画素の間引き等を行っていることから、本来解像度の画像を外部ディスプレイ手段に表示することができず、訂正事項 1 は新規事項を追加するものである旨主張する。

しかし、構成要件 G' においては、表示される画像が「本来解像度」であることまでは特定されておらず、構成要件 J においても、

「外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした」とされているのにとどまり、さらに、【発明が解決しようとする課題】

【0031】においても、「外部ディスプレイ手段において、付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を表示すること」等の記載がされており、本来の解像度がそのまま維持されることまで記載されているわけではない。一審被告が主張する本件明細書の【0118】は、テレビ放送に関する一例であって、このような場合には本来解像度より解像度の低い画像の全体画像が表示されることになるとしても、そのことをもって、本件明細書に、高解像度画面を表示する機能を有する旨の記載がないといえないことは明らかであるから、この点に関する一審被告の主張は採用できない。

(ウ) 以上によれば、本件訂正 2 は、実質上、特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものには該当しない。

よって、本件訂正 2 は訂正要件を満たす。

(2) 訂正による無効理由の解消の成否について

本件訂正発明について、乙 4 公報を主引用例とする進歩性欠如、甲 1 1 公報を主引用例とする進歩性欠如が認められないのであれば、本件訂正 2 5 前の本件発明について、これらの文献を主引用例とする進歩性欠如の有無について判断するまでもなく、訂正により無効理由が解消したものと認められる。そこで、以下この点について検討する。

ア 乙 4 公報を主引用例とする本件訂正発明の進歩性欠如の有無について

(ア) 乙 4 公報の記載事項等

10 原判決の第 4 の 3 (2) に記載のとおりであるから、これを引用する。

(イ) 本件訂正発明と乙 4 発明の相違点

(ア) によれば、本件訂正発明と乙 4 発明は、以下の点で相違するものと認められる。

a 相違点 a ないし c 及び e

15 前記第 2 の 4 (3) イ (イ) a (a) において一審被告が主張する相違点 a ないし c 及び e のとおりである。

b 相違点 d'

20 本件訂正発明は、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有し、グラフィックコントローラは、「携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをディスプレイ制御手段に送信する機能と、ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータから、25 所定のデジタル表示信号を生成し、これをインターフェース手段に送信する機能を実現するのに対して、乙 4 発明は、無線通信手段を

有さず、また、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するものではないため、この「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を基に、ディスプレイ制御手段やインターフェース手段に送信するデジタル表示信号を生成する機能を有さないから、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有さず、グラフィックコントローラも、本件訂正発明の上記送信機能と同様の機能は実現可能であるものの、この送信機能で送信されるデジタル表示信号は、「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」生成、送信されるものではない点。

(ウ) 相違点の容易想到性について

事案に鑑み、相違点 d' の容易想到性から判断する。

- a 乙4公報には、表示装置の解像度に関する記載はあっても、プログラムやデータに関する解像度の記載はなく、無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信して、この「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」についてディスプレイ制御手段やインターフェース手段に送信するデジタル表示信号を生成する具体的な構成については、何らの開示や示唆もない。

そうすると、当業者が相違点 d' に係る構成を容易に想到することができたとはいえないというべきである。

- b 一審被告は前記第2の4(3)イ(イ)a(b)のとおり、相違点 d (d') は、乙4公報の【0005】ないし【0007】における示唆及び優先日当時の周知技術(乙19文献ないし乙22文献)に基づいて当業者が容易に想到できた旨主張する。

確かに、乙19文献ないし乙22文献によれば、携帯電話機において、携帯電話機のディスプレイによりそのままでは表示できないデータを外部の表示装置に表示する技術は、周知技術であるといえる。

5 しかし、乙4公報には、乙4発明の「画像データ」が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」であることについて、何らの開示や示唆もないことは前記aのとおりである。

10 また、上記認定の周知技術も、携帯電話機において、携帯電話機のディスプレイによりそのままでは表示できないデータを外部の表示装置に表示する技術を開示するのにとどまり、「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するとの点や、携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、グラフィックコントローラが、
15 「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能を実現するとの点まで具体的に示唆するものではないから、当該周知技術を加味しても、当業者が相違点d'に係る構成を容易に想到できたとはいえない。
20

(エ) まとめ

以上によれば、仮に、本件発明について、乙4公報を主引用例とする進歩性欠如が認められたとしても、本件訂正2によって解消するものというべきである。

25 イ 甲11公報を主引用例とする本件訂正発明の進歩性欠如の有無について

(ア) 甲11公報の記載事項等について

原判決の第4の3(1)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(イ) 本件訂正発明と甲11発明の相違点

(ア)によれば、本件訂正発明と甲11発明は、以下の点で相違するものと認められる。

5 a 相違点 f ないし h 及び j

前記第2の4(3)イ(イ)b(a)において一審被告が主張する相違点 f ないし h 及び j のとおりである。

b 相違点 i'

10 本件訂正発明は、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有し、グラフィックコントローラは、「携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをディスプレイ制御手段に送信する機能と、ディスプレイパネルの画面
15 解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをインターフェース手段に送信する機能を実現するのに対して、甲11発明は、送受信部11が、「本来解像度がディスプレイパネル（表示部12）の画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するものではないため、「本来解像度がディスプレイパネル（表示部12）の画面
20 解像度より大きい画像データ」を基に、表示部12で画像を表示するための信号と外部表示装置2で画像を表示するための信号との両方を生成するものではなく、また、グラフィックコントローラや単一のVRAMも備えないから、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有さず、表示部12や外部表示装置2で画像を表示するための信号は、「高解像度画像受信・処理・表示機
25

能を実現する場合に」生成、送信されるものではない点。

(ウ) 相違点の容易想到性について

a 事案に鑑み、相違点 i' から判断する。

5 甲 1 1 公報には、送受信部 1 1 で「本来解像度がディスプレイパネル（表示部 1 2）の画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信して、この「本来解像度がディスプレイパネル（表示部 1 2）の画面解像度より大きい画像データ」を基に、表示部 1 2 及び外部表示装置 2 に画像を表示することや、これを実現するための具体的な構成（信号の生成）の記載も示唆もない。

10 そうすると、当業者が相違点 i' に係る構成を容易に想到することができたとはいえないというべきである。

b 一審被告は、前記第 2 の 4 (3)イ(イ)b(b)のとおり、相違点 i (i') についても、甲 1 1 公報の【0005】及び【0008】の記載、優先日当時の周知技術（乙 1 9 文献ないし乙 2 2 文献）ないし乙 1 7 発明に基づいて、当業者が容易に想到できた旨主張する。

15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

信・処理・表示機能を実現する場合に、グラフィックコントローラが、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能を実現するとの点まで具体的に示唆するものではないから、乙17発明を加味しても、当業者が相違点i'に係る構成を容易に想到できたとはいえない。

(エ) まとめ

以上によれば、仮に、本件発明について、甲11公報を主引用例とする進歩性欠如が認められたとしても、本件訂正2によって解消するものというべきである。

(3) 被告各製品が本件訂正発明の技術的範囲に属するかについて

被告各製品が本件発明の構成要件を充足することについては、引用に係る原判決第4の2及び前記2における認定のとおりであるから、これを前提に、本件訂正2により加えられた構成要件G'及びH'について判断する。

一審被告は、前記第2の4(3)イ(ウ)のとおり、構成要件G'及びH'にいう「高解像度画像受信・処理・表示機能」はテレビ放送を視聴する場合に実現されるものであるところ、被告各製品は、通常規格やハイビジョン規格のテレビ放送を受信する機能は有していないから、「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有さず、構成要件G'及びH'を充足しない旨主張する。

しかし、「高解像度画像受信・処理・表示機能」が、テレビ用受信アンテナでテレビ放送を受信した場合に限る旨の特定は、本件訂正発明にはない。また、前記3(1)イ(イ)aのとおり、本件訂正発明の「無線通信手段」は、

本件明細書の、テレビ受信用アンテナ、テレビチューナ、AD/D A変換部、通信用アンテナ、RF送受信部、ベースバンドプロセッサを合わせたものと考えることができる。そうすると、被告各製品は、内蔵ディスプレイパネル用の表示用データを補間して、これより大きい画面解像度の外部ディスプレイ用の表示データを生成しているのであるから、「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有するものである。

(4) 小括

以上のおりであって、訂正の再抗弁が認められるから、その他の点について判断するまでもなく、一審被告の乙4公報を主引用例とする進歩性欠如、甲11公報を主引用例とする進歩性欠如の主張は理由がない。

4 争点2-3 (サポート要件違反) について

原判決の第4の5の説示のおりであるから、これを引用する。

5 争点2-4 (本件訂正についての訂正要件違反) について

本件発明における「単一のVRAM」とは、携帯情報通信装置において、付属ディスプレイに係る「ディスプレイ制御手段」(構成要件E)のためと、外部ディスプレイに係る「インターフェース手段」(構成要件F)のための両機能それぞれに専用のVRAMがあるのではなく、1つのVRAMが存在することと、これにより両機能において共に前記1つのVRAMからのビットマップデータの読出しを行うことを意味すると解釈できること、本件明細書にこれに対応する記載があることは補正の上引用した原判決第4の2(2)アのおりであるから、特許請求の範囲に「単一のVRAM」との文言を加える本件訂正は、本件特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内での訂正であり、特許法126条5項の要件に適合するものというべきである。

6 明確性要件違反 (一審被告の当審における追加主張) について

一審被告は、前記第2の4(1)のおり、「単一のVRAM」との語句が不

明確である旨主張するが、当該語句が、本件明細書の記載も参酌すれば、付属ディスプレイに係る「ディスプレイ制御手段」（構成要件E）のためと、外部ディスプレイに係る「インターフェース手段」（構成要件F）のための両機能それぞれに専用のVRAMがあるのではなく、1つのVRAMが存在すること、これにより両機能において共に前記1つのVRAMからのビットマップデータの読出しを行うことを意味するものと理解できることは前記5
5 において判示したとおりであるから、一審被告の主張は採用できない。

7 サポート要件違反（一審被告の当審における追加主張）について

一審被告は、前記第2の4(2)のとおり、本件発明の特許請求の範囲にいう
10 「単一のVRAM」について、本件明細書に何の説明もないため、サポート要件に反する旨主張する。

しかし、本件発明における「単一のVRAM」について本件明細書において十分な説明がされていることは、前記5において判示したとおりである。

また、本件明細書の【0014】ないし【0022】には、携帯情報通信
15 装置に、該携帯情報通信装置の付属ディスプレイよりも画面が大きい外部ディスプレイ装置を接続することにより、大画面外部ディスプレイ装置で画像を表示する従来技術が、「不合理な二重投資」や「非効率な資源利用」をするものであると記載され、【発明が解決しようとする課題】【0031】には、本件発明が解決しようとする課題として、付属ディスプレイの画面解像度よりも解
20 像度が大きい画像を表示することを、大画面ディスプレイ手段向けの専用の表示データ生成手段を、付属ディスプレイにもともと必要である表示データ生成手段とは別個に使用することなく、大画面ディスプレイ手段が接続される周辺装置と間のインターフェース手段の追加と表示データ生成手段への若干の機能追加だけで実現することが記載されている。

そうすると、当業者は、本件発明において、グラフィックコントローラが
25 ビットマップデータの書き込み及び読み出しをする対象を「単一のVRAM」

とする構成を採用することによって、上記の課題が解決されることを認識し得たことは明らかである。

8 争点5（不法行為に基づく損害賠償請求権についての消滅時効の成否）について

- 5 (1) 当裁判所も、不法行為に基づく損害賠償請求権は時効により消滅したものと判断する。

その理由は、後記(2)のとおり当審における一審原告の補充主張に対する判断を加えるほか、原判決の第4の7に説示するとおりであるから、これを引用する。

- 10 (2) 当審における一審原告の補充主張に対する判断

一審原告は、前記第2の3(1)のとおり、本件訂正に係る訂正登録がされた平成30年8月13日までは、本件特許には無効理由があり、一審原告は権利を行使することができなかつた旨、また、訂正も事実上困難であつた旨主張する。

- 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25
- しかし、原判決が説示するとおり、遅くとも別件判決の言渡日である平成25年8月2日までには被告各製品の構成を認識していた一審原告は、同日頃までには被告各製品が本件訂正前の本件発明の技術的範囲に属することを認識し、損害賠償請求権を行使することができたというべきであるし、一審原告の主張のように、本件訂正に係る訂正登録まで消滅時効が進行しないとすれば、無効理由を放置した方が有利になって相当でない。したがって、一審原告の主張は採用できない。

9 争点4（本件発明の実施についての不当利得返還義務の有無及び返還すべき利得の額）について

- (1) 不当利得返還義務の有無について

- 25 一審被告は、被告各製品を販売することにより、本件発明を実施したのに、特許権者である一審原告に実施料率を支払っていないことになるから、

不当利得として、実施料相当額の利益を得ており、一審原告は、これと同額の損失を被ったものと認めるのが相当である。

(2) 返還すべき利得の額について

5 ア 当裁判所も、一審被告が返還すべき利得の額は980万1770円と認める。

 その理由は、後記イのとおり当審における一審原告の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の第4の8(2)に説示するとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における一審原告の補充主張に対する判断

10 (ア) 業界における実施料等の相場について

 一審原告は、前記第2の3(2)アのとおり、乙7陳述書に基づく原判決の認定は不当である旨主張する。

15 しかし、乙7陳述書は、代表特許（本件報告書の79頁にいう「相互の代表的な特許」）ではなく、標準必須特許（携帯電話事業分野の標準規格の実施に不可欠な特許）と、アプリ特許（通信規格に適合するために不可欠とはいえない特許）を分けて扱っているのであり、それ自体は合理的なことであって、このような方式を採ることが不当なディスカウントに当たるとはいえない。

20 また、乙7陳述書は、具体的な数値自体に意味があるというよりは、一つの算出手法を示したものと理解すべきであるから、個々のライセンス契約の内容自体を吟味する必要があるものとは解し得ないし、優先権主張を伴う出願や分割出願制度等を利用した出願を全てまとめて1パテントファミリーとして、パテントファミリー当たりのライセンス料率を算定するなど、1件当たりのライセンス料率が過少にならない工夫をしていること等に鑑みると、その信用性が否定されるべきものとはいえない上、そもそも原判決は、乙7陳述書における料率をそ

25

のまま採用しているのではなく、その他の各種事情を総合勘案した上で、料率を決定しているのであるから、一審原告の主張は採用できない。

(イ) 代替品の不存在について

5 一審原告は、前記第2の3(2)イのとおり、本件訂正発明によらずに、本件訂正発明の効果を奏することは経済的に現実的ではなかった旨主張する。

10 しかし、平成20年5月発行の雑誌「日経エレクトロニクス」(甲40)によれば、スマートフォンにおいて比較的大きなディスプレイを搭載した上、液晶パネルの画素数を高精細化してHDTV対応するなどの方法も検討されていたところであるし、その他の各種事情を総合考慮すると、そもそもこの点のみをもって本件結論が左右するとはいい難いから、一審原告の上記主張は採用できない。

10 その他

15 その他にも、両当事者はるる主張するが、訂正の再抗弁が認められることにより判断の必要がなくなった点については、殊更特記しないこととし、それ以外の点は、いずれも本件結論を左右し得ない。

第4 結論

20 以上によれば、一審原告の主位的請求は、理由がないから棄却し、予備的請求は、不当利得返還請求権に基づき980万1770円及びこれに対する令和元年5月14日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、一審原告及び一審被告の控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

25

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官

5

菅 野 雅 之

裁判官

10

本 吉 弘 行

裁判官

15

岡 山 忠 広

20

25

(別紙)

別紙 1 1

本件明細書等 (抜粋)

【 0 0 5 6 】

5 また、携帯情報通信装置に係る第 2 5 の発明は、第 1 乃至第 2 4 のいずれか 1 つ
の発明の携帯情報通信装置において、前記無線通信手段は、アナログテレビ放送信
号、デジタルテレビ放送信号、携帯テレビ電話信号、インターネットプロトコルに
準拠した無線ストリーミング信号のうちの少なくとも 1 つの無線信号 (以下、無線
10 動画信号と略記する) を受信し、デジタル動画信号に変換の上、前記データ処理手
段に転送する機能を有し、前記データ処理手段は、該デジタル動画信号を処理する
ことによってリアルタイムでデジタル表示信号を生成する機能、及び/又は、該デ
ジタル動画信号を自らが処理可能な画像データファイルとして前記記憶手段に一旦
格納し、その後読み出した上で処理することによってデジタル表示信号を生成する
機能を有するようにしたものである。

15 **【 0 1 5 3 】**

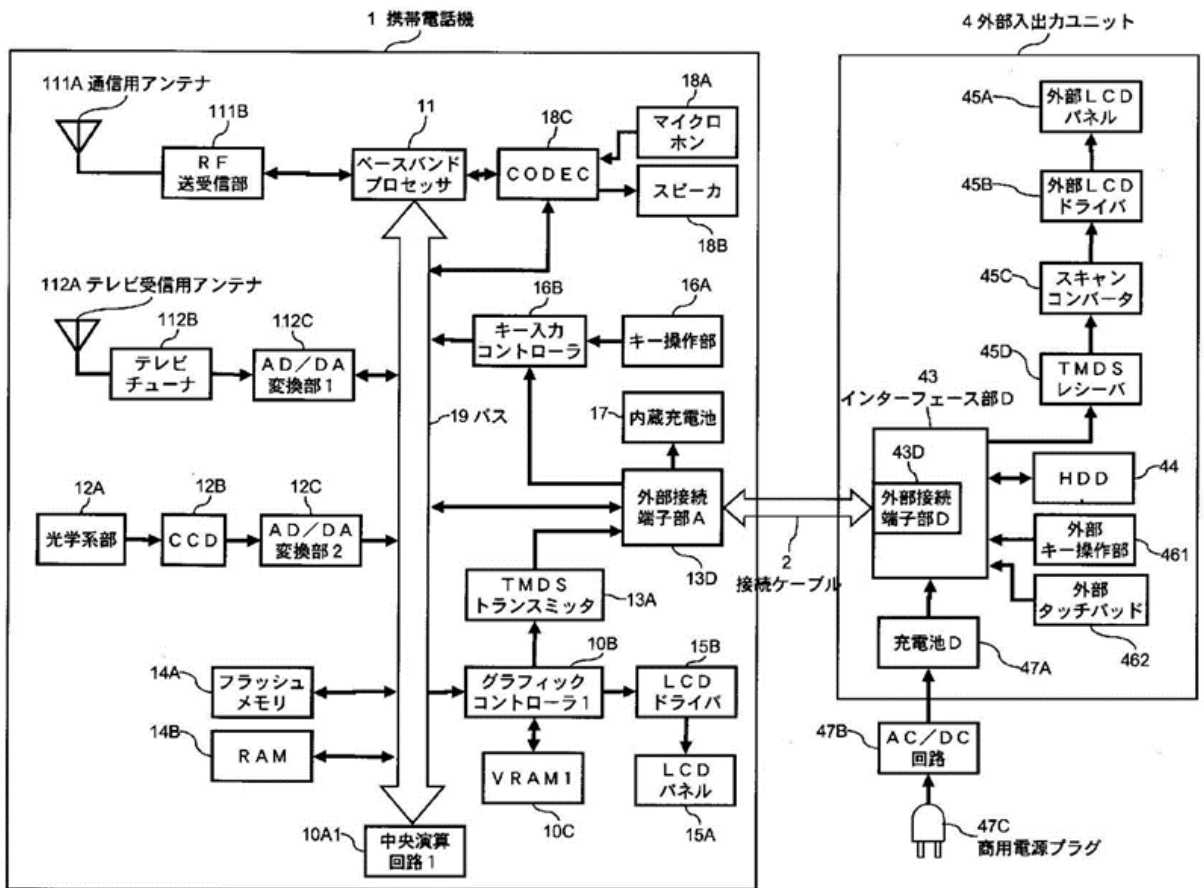
その際、中央演算回路 1 __ 1 0 A 1 は、外部入出力ユニット 4 が接続しているこ
とを検知する接続検知信号に基づき、グラフィックコントローラ 1 __ 1 0 B に対し
て、生成したビットマップデータを、LCD ドライバ 1 5 B と T M D S トランスミ
ッタ 1 3 A のいずれかに送信することを命じる送信命令も合わせて送信する。

20 これに基づき、グラフィックコントローラ 1 __ 1 0 B は、中央演算回路 1 __ 1 0
A 1 から受信した描画命令に基づき、仮想画面におけるビットマップデータを生成
し V R A M 1 __ 1 0 C に書き込むとともに、LCD パネル 1 5 A の画面解像度又は
外部入出力ユニット 4 における外部 LCD タッチパネル 4 5 6 の画面解像度に対応
する部分を V R A M 1 __ 1 0 C から切り出し、それぞれ LCD ドライバ 1 5 B 又は
25 T M D S トランスミッタ 1 3 A に送信する。そして、このビットマップデータを必
要なインターフェースを介して受信することにより、携帯電話機 1 の LCD パネル

15A又は外部入出力ユニット4の外部LCDタッチパネル456に、自らの現在位置が中心部に示された地図画像に、必要に応じて画面の上部・下部に表示されるメニュー表示等を組み合わせた全画面画像が表示される。

5

【図6】



10

【図 8】

